

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還協定/琉球水道公社引継問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43671

6 琉球水道公社労働組合の労働契約問題

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

25

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総入電厚計
 書文会管給

電信写

総番号(TA) 19088 沖繩 主管
 72年04月15日12時30分 発着 米北
 72年04月15日14時00分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

りゆうきゆう水道公社と労働組合との労働契約

第228号 略 至急

りゆうきゆう水道公社オオハマ総裁よりヨシオカ公使あて書簡をもつて、同公社と労働組合との間に締結されている労働契約の有効期間は71年7月1日から72年6月30日までとなつていところ、返かん協定第6条1項の規定に基づき、復帰後も6月30日までは有効と解釈されるが、右に間違いはないか日本政府の確認を得たい旨申し越したので何分のぎ回電願いたい。

(了)

(15日 23:30 佐藤事務官連絡済 電信課)

調査企析調
 長 領移
 参領旅査移

参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中 一
 参西東洋
 長 西東

近ア長経
 参書近ア
 次総経国資源
 長 参貿統国
 参政技一理
 国 企二
 参条協規
 長 参政経科
 軍社專
 参道内外
 文 参一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

25

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総入電厚計
 書文会管給

電信写

総番号(TA) 19120 沖繩 主管
 72年4月15日21時55分 発着 米北
 72年4月15日22時10分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

りゆうきゆう水道公社労組のスト

第229号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第228号に関し

- 1. 水道公社労組は15日、りゆうきゆう政府により行なわれている公社職員の身分引継ぎ作業の内容を不満として18日午後0時から48時間ストに入るよう指令を發した。
- 2. おきなわ事務局サイキ課長が水道公社幹部よりちよう取したところ次の通り。

(1) 組合は保安要員も含めて組合員全員に職場放棄を指令した。(2) 水道を維持するために最低60名を必要とするが公社管理職職員3名、外人職員17名を加えても40名不足するので目下不足要員をFACILITY ENGINEERから出してもらおうよう協議中である。(3) 公社としては17日に更に組合を説得しスト回避に努力する。(4) 組合側が不満とするところは、りゆうきゆう政府が公社と労組の話し合いの場に出て来ず、さりとて公社幹部に団交について指示を与えないことに加えて先般りゆう

調査企析調
 長 領移
 参領旅査移

参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中 一
 参西東洋
 長 西東

近ア長経
 参書近ア
 次総経国資源
 長 参貿統国
 参政技一理
 国 企二
 参条協規
 長 参政経科
 軍社專
 参道内外
 文 参一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

う政総務局が、復帰後の水道関係職員の給与の仮計算の結果（大部分の職員が現行給与から大はばにダウンしている由）を示したことにある模様。

3. 上記の次第にもかんがみ冒頭往電につき出来れば17日午前中に回電願いたい。

(了)

(15日 23:30 佐藤事務官連絡済) 電信課

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
備総人電厚計
書文会管給

調査 参企折調
領移 参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
米長 参北北保
中 参一二
政 参西東洋
長 西東

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源
長 参貿統国
協 参政技一理
長 条 参条協規
国 参政経科
長 軍社專
情 参道内外
長 参一二

総番号(TA) 11230 主管
72年 月 日 17時45分 沖繩 発
72年 4月 17日 21時04分 本省 着 米北1

外務大臣殿 高頼(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

りゆうきゆう水道公社労組スト

第231号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第229号に関し

その後の動きについておきなわ事務局サイキ課長がオオハマ水道公社総裁からちよう取したところ次の通り。

1. 17日朝りゆうきゆう政府からヤラ主席名の書簡が水道公社に送達された。右書簡には、(イ) 労組との話し合いの当事者はオオハマ総裁であるが、水道が復帰後おきなわけんにきゆう取されることにかんがみ、事例によつてはりゆうきゆう政府と協議の上処理することとしたい、(ロ) ただしりゆうきゆう政府即ちおきなわけんではないので必ずしも今回の話し合いの結果どおり復帰後実施されとは限らない。との趣旨が述べられている。

2. オオハマ総裁及びりゆう政担当官は上記書簡の内容を労組側に示し、話し合いに入ることをしようしようしたが、組合はこれを拒否した。組合側の主張は、(イ) 総裁に全権を委ねるべし、(ロ) 現行契約は6月末まで全面的に認めらるべきであり、それ以後の契約についても現在話し合

外務省

秘

25

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いにより確定するべしということである。

3. 以上の次第にかんがみ、18日午前0時からの48時間ストは必至の状態となつた。ただし、スト期間中の水道の維持について既に手はずは整つており、断水等は起らないであろう。また組合側も今回のストは10割年休闘争の形をとるのでピケは張らない由である。なお、組合側は4月25日までに納得のいく回答を求めている。

(丁)

乙

1012
581-4014

別紙

本件労働契約は協定6条1項にいう公社の
 権利及び義務として、^{復帰日に}同政府の地方公共
 団体の
 法令に即して引継ぐこと、~~同法~~特措法
 引継ぎに於て沖縄県が承継するに依り
 6条2項 水道公社の復帰後、運営は、^{1952年}
 地方公共団体の地方公営企業法等関係法令
 体系下に入るに依り、^{12月、新法を適用するに依り}同法引継ぎ
 法の体系に及ぶ部分については、^{地方公営企業法}地方公営企業法給与種類基準等
 関係法令に定めるところに依り、本件
 労働契約をいかに引継ぐこととする。

沖縄県、母体として行政にあり
 関係事例を作成し、過程にあり
 決定したものを加え、あり。

581-5311
 自治省 公務局 部
 公務局 一課 課長 氏
 (581-4014)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示	※ 総第0417 087-001 号
秘 無期限	暗 略 平	※ 昭和 年 月 日 時 分 発
第 110 号	大至急 至急 普通・LTF	※ 発電係
Y Y Y Y Y	主管	主管局部課(室)名
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	アメリカ局長 参事官 北米第一課長	米北 I 起案 昭和47年4月17日 起案者 新 電話番号 2466
協議先	条約課長 法規課長	
在 沖 高 瀬	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて 外務 大臣 発
電 在	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて
件名	琉球水道公社労働組合との労働契約	
費電が228号に因り、 本件労働契約は、協定6条1項に 公社の権利及び義務と復滞の因に わが国政府がわが国の法令に即して 引き継ぐが、同日 特措法第36条に		

与 済

(※印欄内は電信課記入)
 別紙米北Iに付
 (昭和四二七一改正) GB-1

より沖縄県が承継することとなる。
 しかるに、水道公社の復帰後の運営は、わが国の地方公営企業法等関係法令の体系下に入ることに拘束を受けらるることとなるので、右労働契約中の体系に反する部分については効力を失うこととなる。
 (なお、上記地方公営企業法第38条では地方公営企業の給与の種類基準等は条例が定めることとしており、本件労働契約もいかに承継するかは沖縄県の母体となる琉政において関係条例案作成の過程で決定されるべきものであるため、右貴使お含みませぬ。)

137

は、~~本~~^本の地方公営企業法等の体系下に入ることとなるので、現契約中に右法体系に反する部分があるにせよ、その部分については効力を失うこととなる。従って、この意味では、~~従前の契約内容が抱括的に承継されるものではない。~~

(自治体、事業者と協議中。)

自治体 事業者

又、なお、地方公営企業の給与の種類及び基準は条例で定めることとしており(地方公営企業法第38条参照)、~~新設~~^{新設}1の一般の方針が具体化された場合には、沖縄県の母体となる琉政において~~条例~~^{条例}作成の過程において~~関係~~^{関係}地事との交渉と見られる。

14

秘密標記(赤色)

秘

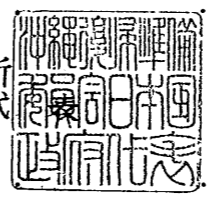
アフリカ局長
参事官
北米才一課長

多岐
米保

第 197 号
昭和 47 年 4 月 20 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



- 事務官
- 議務
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 前査
- リナダ
- 局事務

本館
文庫
資料

(件名) 琉球水道公社と労働組合の労働契約

引用公・電信
日付・番号 4/22 23
往電 228 号, 貴電 米北 1 号 110 号

冒頭往電の 大漢総裁 翁吉 国公使より 4月14日付書簡字
 (現行労働契約のテキストを含む) および 冒頭貴電にともなう 翁吉
 国公使より 大漢総裁 翁吉 へに 4月18日付書簡字 並びに
 別添甲および乙のとおり 送付する。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:



GA-3-1

在外公館

4227

RYUKYU DOMESTIC WATER CORPORATION
INSTRUMENTALITY OF UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION

Post Office Box 430
Kona, Okinawa

Tel: 077-0111

沖縄コザ郵便局私書箱430

琉球水道公社

APR 14 1972

RDWC-GA-346

SUBJECT: Ryukyu Domestic Water Corporation Labor Union Contract

THRU: Civil Administrator
USCAR
ATTN: HCRI-PW
APO 96248

TO: Minister Ichiro Yoshioka
Alternate Representative to the Preparatory Commission
Government of Japan Element of the Preparatory Commission
Naha, Okinawa

1. Under the provisions of Article VI of the Okinawa Reversion Agreement of June 17, 1971 between the United States of America and Japan, the properties of the Ryukyu Domestic Water Corporation will be transferred to the Government of Japan on the date of entry into force of that agreement. Further, the rights and obligations of the Ryukyu Domestic Water Corporation shall be assumed by the Government of Japan in conformity with the laws and regulations of Japan.

2. In the conduct of normal business operations, there came into force and effect on 1 July 1971 a labor contract between the Ryukyu Domestic Water Corporation and its workers, duly represented by an elected bargaining agent. That labor contract provided the basis of employment for those workers for the period 1 July 1971 through 30 June 1972.

3. It is the interpretation of the Ryukyu Domestic Water Corporation that the combination of the provisions of Article VI of the Okinawa Reversion Agreement and the execution of the aforementioned labor contract in the normal course of business ensures the validity of that labor contract for the period 15 May 1972 to 30 June 1972.

RDWC-GA-346

SUBJECT: Ryukyu Domestic Water Corporation Labor Union Contract

4. It is requested that the interpretation of Ryukyu Domestic Water Corporation described in paragraph 3 above be affirmed by the Government of Japan. For your information, a copy of the RDWC Labor Contract is attached.

1 Incl
as

ORIGINAL SIGNED BY
HIROSADA OHAMA
HIROSADA OHAMA
President

昭和47年4月18日

琉球水道公社
総裁 大浜 博 貞 殿

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表事務所
公使 吉岡 一郎

琉球水道公社と労働組合との現行労働契約の有効性

4月14日付貴信をもって御照会のあつた本件について下記のとおり回答します。

記

1. 本件労働契約は返還協定6条1項にいう公社の権利および義務として復帰の日に日本国政府が日本国の法令に即して引継ぐが、同日、特措法第36条により沖縄県が承継することとなる。
2. しかるところ、水道公社の復帰後の運営は日本国の地方公営企業法等関係法令の体系下に入ることにより制約を受けることとなるので、本件労働契約中、この体系に反する部分については効力を失うこととなる。

賃金および附加給に関する協定

(1971年7月1日～1972年6月30日)

琉球水道公社

琉球水道公社労働組合

賃金および附加給に関する協定

琉球水道公社（以下公社という）と琉球水道公社労働組合（以下組合という）とは、次の通り賃金および附加給に関する協定を締結する。

1. 基本給

基本給は本協定の付帯書類A、BおよびCの各賃金表において、各人の等給に対応する号給の金額とする。

2. 定期昇給

イ. 昇給は毎年7月1日付をもって本協定の付帯書類A、BおよびCの各賃金表に定める号給に従ってこれを実施する。

ロ. 社員が昇給を受けるには、昇給の日からさかのぼって最低6ヶ月間は有給状態でなければならない。

3. 英語手当

公社は、社員の英語能力の向上を奨励するために、下記により英語手当を毎月定額支給する。

1971年6月30日現在英語手当の受給資格を既得している社員に対して1970年6月30日現在の基本時給の10パーセント又は20パーセント相当額又は1970年6月30日現在固定されている1時間当りの英語手当額に1週44時間労働の社員に対しては192を、又1週48時間労働の社員に対しては208を乗じた額。1971年7月1日以降は英語手当受給資格の試験は行なわない。

4. 夜間勤務手当（交替制勤務者）

イ. 8時を始業時とする交替制勤務に配置される社員には、夜間勤務手当を支給しない（昼勤）

ロ. 16時を始業時とする交替制勤務に配置される社員には、24時までの全勤務に対して1時間につき9セントを加算して支給する（前夜勤）

Incl

ハ 0時を始業時とする交替制勤務に配置される社員には8時迄の全勤務時間に対し、1時間につき15セントを加算して支給する(後夜勤)

5. 祝祭日および祝祭日勤務手当

イ. 祝祭日

会社は次の祝祭日を休日とする。

元日	1月 1日
成人の日	1月 15日
春分の日	春分日
琉球政府創立記念日	4月 1日
天皇誕生日	4月 29日
憲法記念日	5月 3日
こどもの日	5月 5日
慰霊の日	6月 23日
お盆の日	旧暦7月 15日
としよりの日	9月 15日
秋分の日	秋分日
スポーツの日	10月の第2土曜日
文化の日	11月 3日
勤労感謝の日	11月 23日

ロ. 祝祭日勤務日

祝祭日に勤務しなければならない社員には、1時間につき基本時給の125%の祝祭日勤務手当を支給する。勤務手当の対象となる時間はスポーツの日以外の祝祭日については代休日勤務時間も含まれるが、代休の認められないスポーツの日については10月の第2土曜日の勤務のみが当手当ての対象となる。

6. 賞与

イ. 会社は6月1日現在会社に籍を有する社員に対して夏期賞与を7月15日迄に支給し、12月1日現在会社に籍を有する社員に対して年末賞与を12月15日迄に支給する。6月1日又は12月1日からさかのぼって6ヶ月間勤務した社員に558% (550%プラス1律8%の相当額\$15.00)の賞与を年末と夏期に分けて支給する。但し、1週48時間労働の社員に対しては、賞与の算出基礎としての月間労働時間を本協定期間中の賞与に限り209時間とする。

ロ. 6月1日又は12月1日からさかのぼって6ヶ月未満勤務した社員には、下記の賞与を支給する。

勤務期間	支給額
5ヶ月	賞与満額の5/6
4ヶ月	4/6
3ヶ月	3/6
2ヶ月	2/6
1ヶ月	1/6

7. 通勤手当

会社は社員が勤務地より2キロ以上の場所に居住する場合は最高限度額を7ドル50セントとするバス賃を基礎として算出した通勤手当を支給する。

8. 扶養手当

会社は税法上の被扶養者としての配偶者のある社員に対して扶養手当として、月額3ドル50セントを支給する。

9. 制服の貸与

イ. 会社は社員に対して制服、作業服及び必要と認められるその他の物品を貸与する。

ロ. 社員は貸与品を勤務に従事する間常時着用し、又保存上必要な措置はすべて自己の負担において行なう。

10. この協定に含まれていない附加給又はその他の規定の一部又は全部については、公社の人事規程を適用する。

この協定は1971年7月1日から効力を発し、1972年6月30日まで有効とし公社と組合を拘束する。

公社と組合は、この協定の有効期間満了前すくなくとも90日以前にこの協定の改訂又は修正案を文書で交換し満了前90日間で、次期協定で規定すべき事項又は新しい各項を決定するため誠意をもって団体交渉を行なうようつとめる。

新協定が有効期間満了前に締結されない時には、引きつづき60日間、この協定の効力を延長するものとする。但し、延長期間は60日を越えないものとする。

この協定（付帯書類を含む）の条項の解釈又は履行について、双方間に争いが生じた場合、双方は誠意を尽して団体交渉をもち、自主的な解決を図るものとする。団体交渉の場で争いを解決出来ない場合には、公社と組合が協議の上、中央労働委員会の斡旋調停あるいは仲裁を申請するものとする。公社と組合はその斡旋あるいは調停を遵守するものとし、仲裁の裁決には服さなければならない。

公社と組合は、下記の正式代表者の署名をもって本協定が施行されることを認める。

1971年6月30日

琉球水道公社

総裁 大 浜 博 貞

琉球水道公社労働組合

執行委員長 下 地 恵 治

付帯書類 A (Schedule A)

一般事務職給与表 (Administrative & Clerical Employees)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A-1	\$.615	.625	.635	.645	.655	.670	.685	.705	.725	.745	.765	.785	.805
A-2	.685	.695	.705	.715	.725	.740	.755	.775	.795	.815	.835	.855	.875
A-3	.715	.730	.745	.760	.775	.795	.815	.840	.865	.890	.915	.940	.965
A-4	.790	.805	.820	.835	.855	.880	.905	.935	.965	.995	1.025	1.055	1.085
A-5	.880	.900	.920	.940	.960	.985	1.010	1.040	1.070	1.100	1.130	1.160	1.190
A-6	.945	.970	.995	1.020	1.045	1.075	1.105	1.140	1.175	1.210	1.245	1.280	1.315
A-7	1.045	1.070	1.095	1.120	1.145	1.175	1.205	1.240	1.275	1.310	1.345	1.380	1.415
A-8	1.150	1.175	1.200	1.225	1.250	1.280	1.310	1.345	1.380	1.415	1.450	1.485	1.520
A-9	1.215	1.245	1.275	1.305	1.335	1.370	1.405	1.445	1.485	1.525	1.565	1.605	1.645
A-10	1.325	1.355	1.385	1.415	1.445	1.480	1.515	1.555	1.595	1.635	1.675	1.715	1.755

1971年7月1日 適用

Effective: 1 July 1971

付帶着類B (Schedule B)

職長職給与表 (Operative Foreman)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
OF-1	\$.870	.885	.900	.915	.935	.960	.985	1.015	1.045	1.075	1.105	1.135	1.165
OF-2	.940	.955	.970	.985	1.005	1.030	1.055	1.085	1.115	1.145	1.175	1.205	1.235
OF-3	.985	1.005	1.025	1.045	1.065	1.090	1.115	1.145	1.175	1.205	1.235	1.265	1.295
OF-4	1.040	1.060	1.080	1.100	1.120	1.145	1.170	1.200	1.230	1.260	1.290	1.320	1.350
OF-5	1.050	1.070	1.090	1.110	1.135	1.165	1.195	1.230	1.265	1.300	1.335	1.370	1.405
OF-6	1.095	1.115	1.135	1.155	1.180	1.210	1.240	1.275	1.310	1.345	1.380	1.415	1.450
OF-7	1.165	1.190	1.215	1.240	1.265	1.295	1.325	1.360	1.395	1.430	1.465	1.500	1.535
OF-8	1.205	1.230	1.255	1.280	1.310	1.345	1.380	1.420	1.460	1.500	1.540	1.580	1.620
OF-9	1.250	1.280	1.310	1.340	1.370	1.405	1.440	1.480	1.520	1.560	1.600	1.640	1.680
OF-10	1.350	1.385	1.400	1.435	1.470	1.510	1.550	1.595	1.640	1.685	1.730	1.775	1.820

1971年7月1日 適用

Effective: 1 July 1971

付帯書類 C (Schedule C)
 技能労務職給与表 (Operative Employees)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
0-1	\$.615	.625	.635	.645	.655	.670	.685	.705	.725	.745	.765	.785	.805
0-2	.650	.660	.670	.680	.690	.705	.720	.740	.760	.780	.800	.820	.840
0-3	.665	.675	.685	.695	.705	.720	.735	.750	.770	.790	.810	.830	.850
0-4	.685	.695	.705	.715	.725	.740	.755	.770	.790	.810	.830	.850	.870
0-5	.710	.720	.730	.740	.750	.765	.780	.795	.815	.835	.855	.875	.895
0-6	.720	.730	.750	.760	.770	.785	.800	.815	.835	.855	.875	.895	.915
0-7	.735	.755	.775	.785	.795	.810	.830	.850	.875	.900	.925	.950	.975
0-8	.760	.775	.790	.805	.820	.840	.860	.885	.910	.935	.960	.985	1.010
0-9	.795	.810	.825	.840	.855	.875	.895	.920	.945	.970	.995	1.020	1.045
0-10	.835	.850	.865	.880	.895	.915	.935	.955	.980	1.005	1.030	1.055	1.080
0-11	.865	.880	.895	.910	.925	.945	.965	.990	1.015	1.040	1.065	1.090	1.115
0-12	.870	.890	.910	.930	.950	.975	1.000	1.030	1.060	1.090	1.120	1.150	1.180
0-13	.910	.930	.950	.970	.990	1.015	1.040	1.070	1.100	1.130	1.160	1.200	1.240

1971年7月1日 適用
 Effective: 1 July 1971

RYUKYU DOMESTIC WATER CORPORATION
MANAGEMENT PAY SCHEDULE

Monthly Pay Schedule

PAY GRADE	BASIC PAY		LANGUAGE ALLOWANCE		
	MINIMUM RATE	MAXIMUM RATE	<u>C</u>	<u>B</u>	<u>A</u>
S-1	\$230.00	\$320.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-2	\$276.00	\$350.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-3	\$322.00	\$380.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-4	\$345.00	\$445.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-5	\$368.00	^{500.00} \$520.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-6	\$403.00	^{560.00} \$600.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00

Inclosure 1

秘密標記(赤色)

アメリ力局長

参事官

北米才一課長

第 198 号

昭和 47 年 4 月 20 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



- 要
- 格
- 渉
- 業
- 航空
- 料
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務

本林... 4/22 スミ

(件名) 水道公社 労組のスト

引用公・電信 日付・番号 往電 229号

4月15日午後、水道公社労組代表が当事務所にて持参した
決意書の字/部参考までに別添のとおり送付了。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:



GA-3-1

在外公館

4226

日本政府復帰準備委員会
代表 高瀬 侍郎 殿 意書

琉球水道公社の権利・義務は日本政府が引き継ぎ、沖縄県庁に引き継ぐということが琉球返還に伴う日米協定でうたわれている。この意の元に現在琉球政府が公社職員への身分引き継ぎ作業を押し進めていますが、その内容が全く公社職員が長期にわたって持ち得た既得権を根底から無視する結果になっており、今日の生活権を奪い取る結果になっています。

このことは、新設沖縄県の水道事業が県民の希望する期待より離れ、この公社を唯一の有名無実の道と歩み始める原因となることは間違いない。

そこで琉球政府が押し進めている公社職員の身分引き継ぎ作業を下記の理由を添え、これを拒否し、我々の職員一同の諸権利が認められるまでは受け入れない意思があることを表明す。

記

- 今日の沖縄が有るのは、我々の県民がその組織のいかに関わらず、かつ琉球政府の同業業務に参加したためである。復帰に伴い現在の琉球政府には見向きもされない数多くの機関が新しく誕生するのを見守り、現職を承継する。新たな機関により取り扱われる機能は琉球政府以外の機関でその機能を果たしているのが事実である。このように状況下で現在の政府又は教職員等身分を属する者だけが、これからの身分の保護を行うことは現職出来ぬ。

2. 過去に給付した給付金や、又その期間苦節を定めて得た固有の既得権を奪うという行為は人権性も無視したことで日米協定の意を小みにしだすものである。

3. 復帰後の運営は公社の陣容を充分に琉球政府からの横すばり任せ認めない。

4. 相手の専門的能力を有し、小區公社の現状を熟知した者でなければ、我々の業務、能力を判断することは困難で、現在呈示された給付仮計算書の無責任の結果をみれば琉球政府の責任は重大である。

5. 公社職員の身分引き継ぎ作業、仮給付計算という過程において、責任者が参加し、彼等がどういふ責任をもちあつかうか不明である。

6. 身分引き継ぎ作業、仮給付計算の作業自体にも問題点が多く見つけられる。

1972年4月15日
琉球水道公社労働組合
委員長 安里 実

秘密標記(赤色)

アタリ方局長

参事官

北米才一課長

米保表

第 218 号

昭和 47 年 5 月 4 日

要処理
7
首席参事官
総務
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局務

米保表

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代表



(件名)
琉球水道公社房租のスト

引用公・電信
日付・番号 往電才 255号

4月27日 アイアリ-民政官より貴方に送付

廻した本件朱印×王、別添送付才。



付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

字
号
T
A
、
厚
生
省
、
自
治
省
5/9
ス
ミ
、

INFORMATION PAPER

LABOR UNION UNREST IN THE RYUKYU DOMESTIC WATER CORPORATION (RDWC)

1. On 18 and 19 April 1972, the RDWC Union staged a 100% walkout of the Island Water System. On that occasion the Facilities Engineer of the US Army Ryukyu Islands took charge of operating the water system and did so successfully utilizing a combination of Department of Army civilian and military personnel.
2. The RDWC Union announced on 26 April 1972 its intentions to conduct a 100% walkout beginning midnight on 27 April and ending at midnight on 2 May 1972. There are indications that additional walkouts will be conducted if the matters at dispute related to compensation of the water system workers after reversion are not satisfactorily resolved. The US Army will operate the Island Water System with American personnel, both military and civilian, during such walkouts up to 2400 hours, 14 May 1972.
3. The occurrence of these walkouts gives rise to serious concern for the operation of the water system after reversion. At that time, the utilization of American military and civilian personnel may not be possible, and in any event would require government-to-government arrangements of some sort.
4. Attached as Incl is a listing of personnel by skills required to operate the Island Water System in such a manner as to provide minimum essential water service to residents of Okinawa. This list is provided for such planning and utilization as the Government of Japan may deem appropriate under the circumstances.

1 Incl
as

ISLAND WATER SYSTEM

Minimum Essential Operating Personnel for Work Stoppage of 14 days or Less

System Supervisors	3
General Supervisors	9
Treatment Plant Supervisors	8
Treatment Plant Operators	15
Treatment Plant Helpers	14
Chemists	4
Pump Station Operators	34
Pipe Fitter Welders	4
Electricians	2
Heavy Equipment Operator	2
Pipe Fitter Helpers	2
TOTAL	97

Incl 1

5月6日受

事務連絡
昭和47年5月4日

調整知山崎参事官殿

沖縄事務局福祉課長

復帰準備委員会水道小委員会における
琉球政府提案事項について

よる5月8日開催予定の復帰準備委員会水道小
委員会における琉球政府からの提案事項(別紙)を
添付資料に送付いたします。

なお、厚生省その他関係機関にも、この旨ご連絡
いたします。

別紙

別紙第4 (起案用紙乙の1)

案

1. 賃金交渉

琉球政府と沖縄官公庁労働組合(単に『官公労組』と云う。)間では、1972年2月11日の団体交渉において、琉球政府側は、『公務員の給与については、1ドル対360円で読み替える』、『今日(11日)の回答が実と結ぶようにしたい』と官公労組に回答した。そして、そのことと実現するために、総務局長は、再度にわたって、日本政府に1ドル対360円の賃金読み替えを要求して現在に至っている。

このことからして復帰後、沖縄県職員と在留者の賃金の読み替えについては、現在の琉球政府公務員と同一の方向で取り扱ってほしいとの観測している。従って現時点で、読み替えるかは、賃金の1ドル対360円の読み替えが実現するか否かは、最終的に日本政府、意志如何にかかっているといえる。

別紙第4 (起案用紙乙の1)

2. 不動産

(1) 従来(1972年1月1日以前)布令20号によって取得された公社の施設用地として使用し、軍と通じた借地料を支払っている用地(170,506.50坪)については、従来のための資料(地番、地積、地目、地主名及び住所等)は公社にある。

(2) 1972年1月1日付けで軍からの公社に移管された施設の所在する基地外の用地について、資料がDEから公社に提供された水道公社と一体として地主等の割り出し作業を急いでいる。

(3) 基地内の施設用地については、分離できる用地については、地主名基準で該用地周辺の形態を考慮に入れて用地境界線と着入してDEに去った3月2日に提出し、その一部については、小字図とDEからの公社は受け取っているが、資料と入手することによって努力し、入手

1. 以上のとおりは公社において、地元の割り出し
作業と...と...と...と...と...

2. 5月14日までに可能な限り、全施設用地の
地元と賃貸借契約を結ぶよう公社職員が
主体となって地元連合会を通じて、話し合を進め
ている。

3. 水道料金について

琉球水道公社が主として、水道事業は
県移行政は、沖縄県企業局が行い、

当該企業局は地方公営企業法の下に公営企業とし
て、合理的な運営が行われることとする。

水道料金は地方自治法及び地方公営企業法の定
めるところにより、沖縄県の条例で定めることとしている。
従って、

1. 上述の通り料金は現行の公社対市町村間の
分水協定とそのまま踏襲することはできない。

2. 料金は沖縄県が議会の審議を経て(知事の
専断事項として)制定する条例によって新たに
決まるものであるが必ずしも現行料金と同等の
費用料率に換算するといふことは考えがたい。
3. 5月14日に実施出来ぬように琉球政府でその内
容を検討している。

4. 積立休暇

現行の公社職員は、布令第116号『琉球復帰用
に対する労働基準及び労働関係令』及び琉球
水道公社人事規程に基づき、240時間(30日)の年次
有給休暇と認められている。復帰後、布令第116号に
より、復帰前の年次有給休暇の未消化の分については
『沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和
46年法律第129号)』第108条の規定により当該年
次有給休暇を請求行使できることとしている。

(5. 春斗交渉)

琉球水道公社労働組合の春斗交渉要求事項の中には、復帰前に解決できる事項もあると思いが、之の殆んどは、復帰後の労働条件に関する事項である。その解決又は処理の仕方は、いろいろあると思いが、何れにしても、現在の琉球水道公社の管理者に対しては、解決できる問題であるので、現時点で直ちに解決できるものと、今すぐには結論を出せないものに区分した上で、それぞれの要求事項の内容や性質について琉球水道公社、琉球政府関係機関、日本政府の三者が、それぞれ責任で処理すべき事項は、単独で検討し、または相互に責任を負うものは、協談し、琉球水道公社総裁と^{当事者と}協談して、琉球水道公社労働組合と話し合をさせることが望ましい。

6. 新賃金制度の導入

現在、琉球水道公社と復帰後の国家又は都道府県等の賃金体系は著しい差異があること、復帰前の琉球水道公社職員の賃金体系との、復帰後の沖縄県企業局企業職員のそれへの移行と円滑にするため、「沖縄の復帰に伴い特別措置に関する法律」その他日本の給与関係法令、都道府県の条例等と適用し、又は参考にして知事部局職員給与体系との均衡をも勘案して復帰後、琉球水道公社職員を引き継ぎ沖縄県企業局企業職員の給与体系と一致して行くことになり。

既に現時点では、給与体系の確定、予算措置等が未だ着議っていないので、直ちに具体的結論を出すことは出来ませんが、しかし、現段階でも解決できるものについては順次この都府、話し合、結論を出して行くように思。

7. 日本法令の執行に関する指針

復帰後の水道事業は、日本法令又は沖縄渠条例に基かいて執行されるので、日本法令に対する正しい理解と、業務運営技術の修得は必要であるので、日本からの専門家を招いて、復帰後水道事業に従事するであろう職員を指導訓練することに要する。

8. 公社に対する工兵隊の役務の停止

建設中の工事の施行管理については、復帰後民間の技術コンサルタントに委託すべく、^{水道会社と}契約締結^{の経緯}について整理済みである。業務の引き継ぎ方法としては、復帰前20日の日程で現在の施行管理者(DE)と引きつぎをおこなうことになっている。

9. 非琉球人被雇用者の解雇

琉球政府として調査したところによると、これらの非琉球人は、アシスタントとしての存在であり、現に業務は琉球人だけに行っており技術もすべて取得し、今後の業務運営についても琉球人だけで完分によっていけると思われ、又、現場の職員も非琉球人は、なくてもまかされると証言している。^{3月10日の公社経営の調査結果より}
よって、琉球政府としては、復帰後の5月15日以後は非琉球人は雇用しない方針であるので、未償^りしてもこれらの非琉球人の雇用解除をいつか検討する。

10. 是員

1) パイプライン維持管理部門においては、外部に委託することを考えているので、現在米軍水道従事者とこの分野に増員することは、企業を経済性の観点から考慮される。

→ 流量測定は、国および県が^(知事部)はるべき事項
 であり、企業局としてはその成果と利用すること
 によって業務運営は可能であるので、現業部
 門としては流量測定要項と受け入れること
 とは...と思われ。

11. Water Service to the U.S. Military Installations after the Reversion:

GRI has established the basic policy for Water Service System in Okinawa, in accordance with the basic purpose of the Japanese Water Works Law, Local Public Enterprise Law and Local Autonomy Law, and by taking into due consideration of the "Request of Municipal Water Works for Water Service to the U.S. Military Installations through the Municipal Water Works Concerned," which has been discussed and adjusted with the officer of Ministry of Health and Welfare, GCJ.

According to this basic policy, the U.S. military installations, now being provided water service from the Integrated Water System owned by RWC, will be provided water through the concerned municipal water works on which administrative district the U.S. military installations are located, after reversion.

The proposed plan for water service to the U.S. military installations is as attached.

Therefore, request your cooperation to establish the committee where the military authorities and municipalities talk to each other on the water supply contract.

<u>Military Installations</u>	<u>Water Works, Supplying Water to Military Bases</u>	<u>Water Supply Method</u>	<u>Delivery Point</u>	<u>Subtraction</u>
Sukiran - Kue	Ginowan City	(By Meters) Plaza 12 th Sukiran Hdqs Photo Svc Ishinda(Plan) Suk 1200 area Ame Ligeon C. Camp Foster	(By Meters) RDMC Bldg. Yagibaru V. Hdqs Housing Parkside Hsg Oki Farmer Exc Hillman Hsg Gishitomi Hsg Onishi Hsg Lum Hsg Yanagida Hsg Tamagami V. Kuwae V. Chatan Power Pl. Kitamae V.	
MCNS	Ditto	MCNS Bstr	Kiyuna Hsg	
Camp Mercy	Ditto	Camp Mercy		
Camp Boone	Ditto	Camp Boone		
Putema Commander	Ditto	Putema Commander		
Awase Golf Club	Kitanakagusuku Son	Awase Golf		
Machinato Svc Area	Urasoe City	MSA North MSA South	Ishikawa Hsg MSA Power Pl.	
District Engineer	Ditto	DE		
Mach/Maha Hsg	Naha City	Mach Hsg North " " South " " Tomari	Yasuda Hsg Ryusei Hsg Asato Area Mach Tank Area 7th Day Adv	
Naha Port Area	Ditto	Engineer Isl. Naha Port South " " North " " Hdqs	Sewerage Pump S.	
Harbor View Club & Seamens' Club	Ditto	Harbor View/POL		
Naha Air Base	Ditto	MAB Bstr MAB Gate No. 1 MAB Gate No. 2	Civil Air Terminal	
"	Tomigusuku Son			
Kadena Air Base	Koza City	Tybase/KAB Tengan/KAB	Site Sunabe, Army Sunabe No.1 Sunabe No.2 Chibana Ordn, Army Chibana Chem. Ord, Chibana Hsg Ikento V Mogan Manor, No.1, No.2, No.4, Tokuzai Teruya Kadena Circle	

<u>Military Installations</u>	<u>Water Works, Supplying Water to Military Bases</u>	<u>Water Supply Method</u> <u>Delivery Point</u> (by meters) <u>Subtraction</u> (by meters)
Camp Hauge	Misato Son	Napunja Camp Shield #13
Camp Shield, Navy	Ditto	Camp Shield, #13 " #16 Lt. Johnson's " " Lt. Johnson's
Awase Signal, Air Force	Ditto	Awase Trans Sta (2 small meters)
Awase Signal, Navy	Ditto	Awase Signal Awase Yatch C.
Site Sunabe	Chatan Son	Site Sunabe Kokuba Gumi
Scatter Site	Ditto	Scatter Site Tobaru V
Kubasaki School	Nakagusuku Son	Kubasaki
Torri Station	Yomitani Son	Torri, West Furugen V. " East Sobe Bstr
Site Hanza	Ditto	Hanza Toya Hsg
Site Nakano	Ditto	Nakano
Kadena Site 1	Ditto	Kad Site 1
Sobe Signal, Navy	Ditto	Sobe Signal
Site 1A, 1B & 9	Ditto	1a, 1b, & site 9
Camp Courtney	Gushikawa City	Tengan/Courtney Tengan FOL & Pier Katsu Tamaki Tengan No. 1. " No. 2 " Uken No. 1 & 2 " Tengan Sub Sta. " Kawasaki IS & V.
Camp McCreaus	Ditto	Tengan/McCreaus Kawasaki IS & V.
Tengan Signal	Ditto	Tengan Signal
Deragawa Signal	Ditto	Deragawa
Tengan FOL & Pier	Ditto	FOL Utilitles Shop FOL Pump Sta Pier South Pier North Konbu V
Nishihara Site 1 & 2	Katsuren Son	Nishihara Site 1 & 2
Kadena Site No. 2	Ditto	Kad Site 2
Boy Scout Camp	Ditto	Boy Scout
White Beach, Navy	Ditto	WB Navy WB Army
White Beach, Army	Ditto	WB Army
Nishihara Site 4A	Yonashiro Son	Nishihara 4A
Camp Hansen	Kin Son	Hanse WP Kin-Hospital, Kin Power Plant, Villag Nakafawa V.
Camp Schwab	Nago City	Schwab WP Camp Henoko & Kushi
Camp Henoko	Ditto	Camp Henoko
Yoza Dake Sta	Itoman Cho	Yoza WP

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

大政事外外儀官

務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計
書文会營給

電信写

総番号(TA) 21074
72年4月27日 20時36分 沖繩 発
72年4月27日 20時36分 本省 着
外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

調 参企析調
領 参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中 参一二
西 参西東洋
東 参西東

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源
長 参貿統三
経協長 参政技一理
条 国
長 参政経科
国 国企二
長 参条協規
情 参政経科
長 軍社專
参 参道内外
文 参一二
長

りゆうきゆう水道公社労組スト

第255号 略

往電第23/号に関し

27日フイアリー民政官より、ヨシオカに対して、今回のスト中に幸いに断水を招かなかつたのは、米軍の技術要員が/日/6時間という重労働にたえて働いた事実があるところ、復帰後おきなわけん営となつてからは、再びストが起つても米側要員は協力できないので、FACILITIES ENGINEERINGのTARBELL大さ及びROUSH副民政官の2人に技術的インフォメーションの書き物を作業させているので出来上り次第日本側にお渡しするからこれによつて5月/5日以後のストに日本側が対処されるのにお役に立てて欲しいと述べていた。

(了)